

今後の評価分科会の進め方について（案）

令和8年8月27日
統計委員会担当室

1 現行の審議事項※に係る進捗状況

（※第14回評価分科会（令和5年6月2日）で決定）

（1）季節調整に関する課題

ア 新型コロナウイルス感染症に伴う季節調整の処理の状況の整理

→「季節調整における適切な対応に向けて（令和7年5月23日）」をとりまとめ

イ X-13の適用に向けた検討

→今回審議

（2）グローバル化の把握に関する課題

ア 海外進出の国内企業の把握

→（未審議）

イ 外資系企業の把握

→（未審議）

（3）国際機関に求められる統計に関する課題等

→「国際機関等へのデータ提供を通じたさらなる国際貢献に向けて（令和7年9月24日）」をとりまとめ

2 今後の進め方（案）

（1）上の1に掲げた審議事項のうち、未審議となっている以下の事項について審議を行う。

○グローバル化の把握に関する課題

- ・海外進出の国内企業の把握
- ・外資系企業の把握

→2026年調査（調査期間5月15日～7月15日）から、海外事業活動基本調査が経済産業省企業活動基本調査に統合され、当該調査に海外現地法人調査票が創設され海外現地法人数も変更となるため、当該調査結果の確報公表（2027年6月末までに公表）以降に審議を行うこととしてはいかがか。

（2）第14回評価分科会決定審議事項に加える新たな審議事項（案）

近年の統計委員会における調査計画の答申（諮問番号100以降）で示された「今後の課題」等の中から、以下の「統計横断的な統計技術的課題」とみられるものについて、順次審議していく。

- 母集団の変化に対応した標本設計の見直し
- 調査方法変更時における結果精度の検証及び確保
- 非標本誤差の評価と対応
- 法人番号活用による統計間データリンケージ集計の作成

3 今後のスケジュールの見通し

令和8年度後半～令和9年度前半

1回～2回程度 ・新たな審議事項のいずれかについて審議

令和9年度後半（経産省企業活動基本調査確報公表（6月末迄）より後）

海外進出の国内企業の把握第1回

（経済産業省企業活動基本調査等の変更による改善効果等）

令和9年度後半～令和10年度前半

・海外進出の国内企業の把握

・外資系企業の把握

令和10年度後半

・海外進出の国内企業の把握及び外資系企業の把握とりまとめ

各審議事項(案)関連の各答申「今後の課題」抜粋

○審議事項(案)「母集団の変化に対応した標本設計の見直し」関連

答申日	諮問番号	対象統計	関連調査計画変更事項 (統計委員会資料「諮問〇〇号の概要」抜粋)	答申「今後の課題」関連箇所抜粋
R7.10.31	199	社会生活基本調査	○調査対象世帯数の変更 1世帯当たりの世帯員数が減少しているなか、従前と同様のサンプル(世帯員)を確保するため、調査対象となる世帯数について、調査票Aを86,000世帯から90,000世帯へ、調査票Bを5,000世帯から5,400世帯へ増加	(1)調査対象世帯数に係る将来的な検討〔前記1(2)ア関連〕 本申請では、1世帯当たりの世帯員数の減少を踏まえ、調査対象世帯数を増やすことが計画されている。しかし、1世帯当たりの世帯員数の減少は、将来的にも継続すると見込まれ、今回と同様の対応を取ることを前提とすると、今後も、調査実施の都度、調査対象世帯数が増えていくことが想定され、世帯数増加に伴う費用や事務負担の増加と、回答を求める世帯員数の維持(結果精度の維持)との比較考量が必要と考えられる。 ついては、今後の調査の企画の際には、その都度、調査対象世帯数の増加数を踏まえた費用対効果及び調査実務の持続可能性の検証を行うなど、現在の調査対象世帯数の設定方法について検討する必要がある。
R4.1.26	159	労働力調査	調査区において選定する世帯の基本となる数(注)を、「15」から「16」に変更 (注)国勢調査により設けられた全国の調査区から標本となる調査区を選定し、標本調査区から対象世帯を選定。基本となる数(以下「基本数」という。)は、標本調査区内で選定した世帯が全て2人以上であった場合の数。したがって、実際に選定する世帯数は、標本調査区ごとに選定された世帯の状況によって異なる。 ○変更の背景 調査計画上は、世帯数は約4万、世帯人員は約11万(15歳以上の世帯人員約10万人)が目標。しかし、1世帯当たりの世帯人員の減少により、調査実績として、世帯数、世帯人員ともに、目標に届いていない。調査精度を長期的に維持・確保するための改善が必要。 →標本調査区自体を増やすことは、実質上困難。そこで基本数を大きくすることで、世帯の選定数を4万世帯に近づけ、結果として、15最以上の世帯人員10万人の情報確保を目指す。	<u>1世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員の減少傾向を踏まえると、基本数について、今後更なる変更が必要になることが想定される。</u> ついては、5年ごとに行われる国勢調査の結果等を踏まえ、基本数の変更の必要性など、本調査の標本設計の見直しの要否について定期的に検討し、必要に応じて統計委員会に報告すること。
H30.1.18	109	住宅・土地統計調査	母集団数の変更(平成22年国勢調査結果から平成27年国勢調査結果に変更)により報告者数も変更 調査票甲は前回の平成25年調査における約300万住戸から約320万住戸に、建物調査票は同じく約350万住戸から約370万住戸に、それぞれ変更	(1)標本設計の見直しに関する検討について ＜略＞ 今後も、人口の高齢化等に伴う単身世帯を中心とした世帯数の増加に連動し、報告者数の増加が想定される。 このため、報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ、 <u>標本設計の見直しの余地について検討する必要がある。</u> その際、人口1万5000人未満の町村別の結果表章の要望等を踏まえ、例えば、大都市部の標本数を削減し、人口1万5000人未満の町村に標本数を振り替える場合の結果精度や、 <u>標本数の見直しによる実査事務の業務量等についても十分に検証・検討する必要</u>

○審議事項(案)「調査方法変更時における結果精度の検証及び確保」関連

答申日	諮問番号	対象統計	関連調査計画変更事項 (統計委員会資料「諮問〇〇号の概要」抜粋)	答申「今後の課題」関連箇所抜粋
R6.10.18	185	国勢調査	○調査関係書類(調査依頼状、調査票など)の郵送配布の導入 【前回までの状況】 ・調査への回答については、調査員による回収、郵送提出、オンライン回答が併用されているが、調査関係書類の配布については、調査員が対面で配布することを念頭に置きつつ、対面できない場合は調査員が報告者宅にポスティングすることにより対応 【変更内容】 モデル地域として選定した地方公共団体において、郵送配布を導入(希望する地方公共団体において、集合住宅のみから構成される地域(調査区)を対象に、統計調査員等が配置できなかった場合に、郵送により調査関係書類を世帯に配布することを可能とする	(2)郵送配布の検証・改善 本調査の郵送配布は、面接が困難な場合における調査関係書類の配布方法として有効なものと考えられるが、調査員の事務負担が軽減する一方で、郵送配布を行うための調査書類の準備など、地方公共団体において、新たな事務も発生することから、本調査や今後の試験調査において引き続き郵送配布を行った場合の精度検証及び調査の円滑な実施に向けた検討を進めていく必要がある。 したがって、令和7年(2025年)調査から得られた郵送配布に係る実績を受けて、 <u>結果精度の確保及び調査の効率化の両面から課題を整理・検証するとともに、地方公共団体の意見要望を引き続き聴取した上で、令和12年(2030年)に想定される次回調査に向けて、郵送配布による手法の更なる改善に努める必要がある。</u>
R3.7.30	152	国民生活基礎調査	○オンライン調査(政府統計共同利用システム)を導入 →令和4年調査は一部の地域で先行的に導入 課題等の整理を行った上で、令和5年調査から全面的な導入を予定	2 前回答申(令和元年9月30日付け統計委第13号)における「今後の課題」への対応状況 (1)回収率向上に向けた更なる取組の推進等 ＜略＞ ① 新型コロナウ イルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年調査において、郵送回収の要件を緩和して いるが、その効果の検証を行い、令和5年調査に向けて、郵送回収の 要件の緩和を 検討 ② 令和4年調査において一部の都道府県においてオンライン調査を導入し、課題等の整理を行いつつ、令和5年調査において全面的な導入 ③ 令和3年調査から、調査対象者 や調査員 からの照会についてコールセンターを設置 3 今後の課題 (3)回収率向上に向けた取組の効果検証等 前記2(1)①～③に記載した取組について、その実施状況や、効果・影響について検証し、回収率向上に向けた更なる取組の必要性について検討すること。 特に、令和4年調査から段階的に導入するオンライン調査については、①全国導入に向けた課題を整理しつつ、必要な改善を行い、令和5年調査において、全国導入を図るとともに、②調査の実施を受けて、例えば、地域別・世帯属性別に、どのような世帯がオンライン回答を行う傾向が強いのか等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行うこと。
R1.6.27	129	商業動態統計調査	◎民間委託を導入するため、調査員調査を廃止し、郵送・オンライン調査に一本化 ○現行計画 甲及び乙調査(調査員調査)【約14,000事業所】 ・経済産業省－都道府県－調査員－報告者 丙及び丁調査(郵送・オンライン調査) 【約4,500事業所・企業】 ・経済産業省－民間事業者－報告者 → ○変更(案) 甲、乙、丙及び丁調査(郵送・オンライン調査) 【約22,000事業所・企業】 ・経済産業省－民間事業者－報告者	(1)調査方法の変更による影響の分析・検証 ＜略＞ <u>今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。</u> 〔諮問134号(答申日R1.12.20)、143号(答申日R2.9.9)においても同様の指摘〕
H29.9.21	105	個人企業経済調査	【現行】 都道府県経由の調査員調査 → 【変更案】 民間委託による郵送・オンライン調査	(2)調査方法の改善 本調査の民間委託に伴い予定されている取組の対応状況及び影響について、 <u>結果精度の維持及び回収率確保の観点から検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図ること。</u>

○審議事項(案)「調査方法変更時における結果精度の検証及び確保」関連(前ページ続き)

答申日	諮問番号	対象統計	関連調査計画変更事項 (統計委員会資料「諮問〇〇号の概要」抜粋)	答申「今後の課題」関連個所抜粋
H29.1.27	95	家計調査	○オンライン調査の導入 全調査票(現行の家計簿(家計簿B)は除く。))について、オンライン回答(HTML形式)を導入する。 家計簿Aについては、スマートフォンやタブレットのレシート読取機能も活用し、世帯票及び準調査世帯票については、調査員によるタブレット端末からの回答を可能とする。	(3)オンライン調査の導入・拡充により、かえって、都道府県職員及び統計調査員の負担が著しく増加することがないように配慮するとともに、従来の回答状況との間に差異が生じる可能性があることを考慮し、その影響を検証すること。
H28.2.16	86	商業動態統計調査	経済産業省が直轄で行っている丙調査及び丁調査(両調査とも郵送及びオンライン調査)の実査・集計業務について、平成28年9月分調査から民間事業者に委託 [現行] 経済産業省 ― 報告者 [変更後] 経済産業省 ― 民間事業者 ― 報告者	○調査系統の変更に関する検証等について 経済産業省は、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。

○審議事項(案)「非標本誤差の評価と対応」関連

答申日	諮問番号	対象統計	関連調査計画変更事項 (統計委員会資料「諮問〇〇号の概要」抜粋)	答申「今後の課題」関連個所抜粋
R5.8.21	175	全国家計構造調査	◎調査項目名の変更 ○就学中の世帯員のみが対象との誤解による未記入を回避するため、調査項目名を「就学の状況」から「教育」に変更 ○調査内容をよりの確に表すため、「地代支払の有無」から「土地の所有関係」を尋ねる設問に変更 ◎調査方法の変更 ○報告者の利便性向上や調査事務の効率化のため、オンライン調査の対象を全調査票に拡大	(1)調査方法等の改善に資する検証手法の検討 報告者負担や実査負担の大きい大規模な統計調査であることに鑑み、実査の結果を踏まえた次回調査の改善に資する観点から、引き続き、非標本誤差を含めた結果精度の評価や、報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について検討すること。
H31.3.18	122	民間給与実態統計調査	◎調査対象給与所得者のうち、2,000万円以下の抽出率を一部変更 →調査対象給与所得者の数を、約31.2万人から約23.8万人に縮減 ○変更理由「統計改革推進会議 最終取りまとめ」(平成29年5月)に記載されている「効率化の徹底による統計に関する官民コストの引下げ」や、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月)に記載されている「統計作成の効率化及び報告者の負担軽減」を図るべく、精度面に留意しつつ標本数を削減した。	(5)無回答票の偏りに関する検証・検討 本調査においては、約2割の無回答票が発生し、結果利用にも影響を及ぼしかねないことから、国税庁が保有するデータを活用するなどして、無回答票に偏りが生じているかを検証し、偏りが生じている場合には対応方策を検討した上で、次回調査(平成32年度(2020年度)予定)の企画時期までに結論を得ること。
H28.1.21	82	国民生活基礎調査	(前回答申において「今後の課題」として非標本誤差の縮小に向けた取り組みとして、「中・長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。」との指摘を受けたことに対し、厚労省から「傾向スコアによる総所得の推定といった最新の研究を含め、できる範囲で検討や研究を行うなど、様々な取組を行ってきたところであり、今後とも検討する必要性は十分に認識しているが、厚生労働省のみで対応していくことは困難」といった説明があった(第64回人口・社会統計部会資料1;審査メモで示された論点に対する回答(その2))。 また、審査官室審査メモにより「平成22年調査における・・世帯(世帯員)の分布は国勢調査と比べてどのようになっているのか」との質問に対し厚労省より「都市部を中心に、若年層において、単身世帯、単身以外の世帯については国民生活基礎調査が少なくなっている(第64回人口・社会統計部会資料1;審査メモで示された論点に対する回答(その2))」等の説明があり、審議が行われた)	(1)本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証 本調査は国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出(約5,500地区)の上、更に調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成している。そこで、本調査の準備調査結果と国勢調査の乖離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検討を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要がある。 ＜略＞ イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討 国勢調査の分布である母分布と本調査結果(推計値)の分布を比較すると、上記2(3)アのとおり、若年層や単独世帯に係る世帯数の分布において乖離が認められる。このため、厚生労働省は、現行の推計方法の妥当性ととも、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要がある(注)。 (注)本調査では、現在は推計人口を用いた推計等を行っており、推計に当たっては世帯属性を考慮していないことから、単独世帯や若年世帯の回収率が比較的低いこと等により世帯属性分布に歪みが生じることが考えられる。このような歪みを補正する方法として、世帯属性別の事後層化による推計について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられる。
H28.1.21	45	国民生活基礎調査	(前回答申において「今後の課題」として非標本誤差の縮小に向けた取り組みとして「近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。」との指摘を受けたことに対し、厚労省から「最近の研究をふまえ、世帯票に回答のあった世帯のうち所得票の無回答世帯について、傾向スコアという手法により、世帯票の情報をを用いて所得額を推計する研究を平成19年調査結果を用いて行った。）・結果的には、所得額については、世帯構造や世帯類型など別に、単に平均値のみではなく分布も把握する必要があるが、どの方法にも一長一短があり、結果の妥当性については十分な評価ができなかった。従って、現段階では、以上の方法は適用できないと考える。(第34回人口・社会統計部会資料3-3「諮問第21号答申 国民生活基礎調査の変更について」における「今後の課題」への対応状況)」と説明があり、審議が行われた)	(3)非標本誤差の縮小等に向けた取組 前回答申の課題である非標本誤差の縮小及び基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄である。その重要性に鑑み、平成28年の大規模調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証して、その結果を当該調査に反映させる必要がある。 また、中・長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。
H22.1.25	21	国民生活基礎調査	(平成19年国民生活基礎調査に係る統計審議会答申で示された指摘事項「今後の課題(2)母集団の推定方法について;本調査において都道府県別の推計人口による比推定により母集団を推定する方法が採られていることについては、より適当な推定を行う観点から、例えば、他の標本調査で採られている推定方法との比較を行うなどの研究を行うことが必要である。」への対応状況について、厚労省から「ご指摘の趣旨は、回収率の低下や、年齢、世帯人員、世帯構造等における回収率の偏りから非標本誤差が大きくなっており、推計方法の工夫によって、非標本誤差を小さくできないか、ということであると考えられるが、非標本誤差の定量的評価は困難、推計方法を変更すると非標本誤差を縮小できないおそれがあるばかりでなく、標本誤差を増大させることとなる。(第18回人口・社会統計部会配布資料参考2)」と説明があり、審議が行われた)	2(4)母集団推定の方法 本調査で用いる母集団推定の方法については、審議会答申において、より適当な推定を行う観点から研究を行うよう指摘されたところである。 本調査の結果から推定された母集団値に関しては、国勢調査の結果と比較した場合、単身世帯数が国勢調査の結果を下回るといった事例が見られている。 国勢調査の結果との差は、世帯構造や年齢層等に応じた調査票回収率の偏りによる非標本誤差が原因であると考えられる。そのため、厚生労働省は、住民基本台帳の利用や近隣世帯からの聞き取りによる調査地区の世帯名簿の精緻化を通じて、調査票回収率の偏りをとらえ、当該情報を基に母集団推定の方法を工夫することで非標本誤差を縮小できないか検討を行ったが、推定結果の改善にはつながらなかったことから、現行の母集団推定の方法を継続する計画である。 これについては、調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るために直ちに採用できる効果的な手段がない現状では、母集団推定の方法の工夫によって非標本誤差を縮小することは、当面は困難であると認められることから、やむを得ない。 3 今後の課題 本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成22年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記2(4)で述べた調査票回収率の向上策の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。 また、これらの対策が思わしい成果を上げない場合は、平成25年に実施する本調査の企画に当たり、他の基幹統計調査の状況も踏まえ、調査方法等について、見直しを検討する必要がある

○審議事項(案)「法人番号活用による統計間データリンケージ集計の作成」関連

答申日	諮問番号	対象統計	関連調査計画変更事項 (統計委員会資料「諮問〇〇号の概要」抜粋)	答申「今後の課題」関連箇所抜粋
H29.12.19	107	法人土地・建物基本調査	(1)調査事項の新設 ・調査票A 「法人の名称」に法人番号を追加 「土地の取得時期」において、土地の「今後の保有等予定」を新設 「土地の利用現況」において、低・未利用地の実態を把握するため、「5年前の利用現況」及び「転換予定」を新設	(2)法人の属性を踏まえた集計の充実について 調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、利用ニーズを踏まえつつ、調査事項の更なる追加、又は、法人番号を利用したデータ・リンケージの活用等を、次回調査(平成35年(2023年)予定)の企画時期までに検討し、結論を得ること